

# 高額療養費の申請手続きが 簡素化できます

## 簡素化とは？

高額療養費の受取りについて、これまでは、診療月ごとに窓口での申請手続きが必要でした。令和6年2月のご案内以降は、原則1度、手続きを行うことで、高額療養費が発生した場合は、該当する月ごとに自動的に指定口座へ振込(支給)されるようになります。

## 簡素化の申請方法

○以下の書類を提出・提示をしてください。

- ①『高額療養費支給申請手続の簡素化に関する申請書』
- ②『高額療養費支給申請書』(診療月ごとの申請書)
- ③ 本人確認ができるもの 例) マイナンバーカード 健康保険証 運転免許証 ほか
- ④ 振込先に指定する口座の通帳

○提出先: 新発田市役所 3階 保険年金課 または 各支所 住民福祉係

## その他のご注意

○以下の場合、診療月ごとの支給申請の案内に切り替わります。

- ・世帯主の変更があった場合
- ・指定口座へ振込ができなくなった場合
- ・国民健康保険税の滞納があった場合 など

※再度、簡素化を希望される場合は、改めて簡素化の申請手続が必要です。

○支給内容については、郵送される支給決定通知でご確認ください。

○高額療養費が該当しない月は、支給決定通知は発送されません。

○令和6年2月以前にご案内した高額療養費の支給申請手続には、これまでどおり、診療月ごとの支給申請が必要です。

【お問合せ】新発田市役所 保険年金課 国保給付係  
電話番号:0254-28-9311